

# 卸売市場・直売所等の皆様へ

令和4年3月10日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

○下記①は、国や県が実施した基準値以下の検査結果が付されていても出荷・販売できません。出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○下記②は、該当生産者に証明書の提示や掲示をお願いしています。証明書の確認をお願いします。

○下記③-Aは、県の出荷前検査状況について、県ホームページで公表しています。(※1) 出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○①～③-Aの出荷可能条件に適合しない場合、裏面5に御一報をお願いします。

○下記③-B及び④は、出荷・販売可能です。(県の出荷前検査は必要ありません。)

令和4年3月10日現在

| 区分                       | 出荷可能条件                               | 品目         | 対象市町村   |
|--------------------------|--------------------------------------|------------|---|
| ①<br>出荷制限・出荷自粛継続中市町村     | 出荷・販売できません。                          | 原木しいたけ（露地） | 我孫子市、流山市、白井市、八千代市   |
|                          |                                      | たけのこ       | （該当なし）  |
|                          |                                      | 乾しいたけ      | （該当なし）  |
| ②<br>出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村 | 市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。 | 原木しいたけ（露地） | 千葉市（一部解除）、成田市（一部解除）、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）   |
|                          |                                      | 原木しいたけ（施設） | 山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）   |
|                          |                                      | たけのこ       | 木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、流山市、印西市、栄町、我孫子市   |
| ③<br>その他の市町村             | A: 県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。(※1)        | 原木しいたけ（露地） | 上記以外の市町村  |
|                          |                                      | たけのこ       | 習志野市、浦安市、白井市、九十九里町  |
|                          | B: 県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。              | 原木しいたけ（施設） | 上記以外の市町村  |
| ④<br>検査対象外市町村            | 出荷・販売可能です。(県の出荷前検査は必要ありません。)         | たけのこ       | 千葉市、市原市、市川市、松戸市、野田市、柏市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市 |

※1 県ホームページ「しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果」  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

## 2 原木しいたけの生産者把握について

県、市町村では、原木しいたけの出荷管理のため生産者台帳を随時更新しています。貴卸売市場・直売所等で初めて取引される出荷者がいらっしゃいましたら、念のため、裏面5に御一報をお願いします。

(裏面あり)

### 3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

#### ○たけのこ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いしています。

#### ○原木しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名及び生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いしています。

※出荷制限等が解除された生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いしています。

#### ○乾しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）及び栄養成分の表示をお願いしています（※出荷制限等が解除されていない生しいたけは使用できません）。

※出荷制限等が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名、解除年月日及び採取年月の表示もお願いしています。

#### たけのこ表示例

名 称 : たけのこ  
原産地 : 千葉県 ○○市

#### 生しいたけ表示例

名 称 : しいたけ  
原産地 : 千葉県○○市  
栽培方法 : 原木  
生産形態 : 露地栽培（又は施設栽培）  
生産者 : ○○市○○ △△△△-△ ○山○郎

#### 乾しいたけ表示例

|        |                         |                                 |          |
|--------|-------------------------|---------------------------------|----------|
| 名 称    | : 乾しいたけ                 | 栄養成分表示 100g当たり                  |          |
| 原材料名   | : しいたけ（原木）              |                                 |          |
| 原料原産地名 | : 千葉県○○市                | 熱 量                             | 182 kcal |
|        | <u>露地栽培（又は施設栽培）</u>     | たんぱく質                           | 19.3 g   |
|        | <u>生産者は製造者と同じ</u>       | 脂 質                             | 3.7 g    |
|        | <u>（異なる場合は住所氏名を記す）</u>  | 炭水化物                            | 63.4 g   |
|        | <u>解除年月日 ○年○月○日</u>     | 食塩相当量                           | 0 g      |
|        | <u>採取年月 ○年○月（○日）</u>    |                                 |          |
| 内容量    | : ○○g                   | （日本食品標準成分表 2015年版（七訂）の計算による推定値） |          |
| 賞味期限   | : ○年○月○日                |                                 |          |
| 保存方法   | : 直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存 |                                 |          |
| 製造者    | : 千葉県○○市○○ △△△△-△ ○山○郎  |                                 |          |

※消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている場合、栄養成分表示を省略可能です。

### 4 特用林産物の安全性の確認について

生産者には、特用林産物（たけのこ、原木きのこ類、野生きのこ類）の出荷・販売にあたり、あらかじめ自主検査を実施し、安全性の確認を行うようお願いしています。なお、自主検査で安全性が確認された場合でも、出荷可能条件（表面 1参照）を満たしていない場合は、出荷・販売できません。

### 5 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

|                   |                                   |                 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|
| お問<br>合<br>せ<br>先 | 千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）         | 電話 0475(82)3126 |
|                   | 千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域） | 電話 043(483)1153 |
|                   | 千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）              | 電話 0439(55)4971 |
|                   | 千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）               | 電話 04(7092)1318 |
|                   | 千葉県農林水産部森林課森林経営管理室                | 電話 043(223)2966 |